

# 就学援助制度のお知らせ



「利用してよかった」「助かった」という声が届いています。  
希望される方は、ぜひ申請してください。

○就学援助とは、小中学校のお子様がいる家庭で一定の所得条件に該当する場合、学用品費や修学旅行費などの一部を助成する制度です。このお知らせをお読みいただき申請してください。

## 1 対象となるご家庭

- お様が新潟市に住民登録している、または、新潟市立の小・中学校、中等教育学校に在籍しているご家庭
- 同一生計の家族全員の令和7年分の所得の合計が、市の定める基準（4ページ参照）以内のご家庭  
（注） 同一生計の家族とは、同じ住居に住む方全員（住民票上世帯分離している祖父母・叔父・叔母等を含む。ただし、水回りを共用しない二世帯住宅の場合を除く）をいい、単身赴任中の保護者等も含まれます。  
なお、お住まいが二世帯住宅等の場合、それぞれの世帯の同月の光熱水費の明細等を提出していただくことで、別生計として世帯員から除いて審査することが可能です。

## 2 申請方法について **今年度から電子申請を開始しました**

### ●電子申請

右記の二次元コードから手続画面に進み、申請してください。

（注1）申請中に証明書のアップロードが必要な場合があります。証明書の全体が確認できるようにスキャン又は写真を撮るなど、アップロードのご準備をお願いいたします。

（注2）申請には利用者IDの登録が必要です。



▲手続画面

### ●郵送申請

電子申請が難しい場合は、申請書の郵送による申請も受け付けています。申請書が必要な場合は、教育委員会学務課又は在学する学校へお申し出ください。

## 3 申請期限について **就学援助の申請は毎年必要です**

●電子申請：4月30日（木）23時59分までに申請してください。

●郵送申請：4月30日（木）までに教育委員会学務課へ郵送（消印有効）してください。

※5月1日以降も申請は随時受け付けておりますが、申請をした月から援助開始となります。申請した月より前の月の分は対象となりませんので、お早目に申請をお願いします。



## 4 所得・家族状況等の確認

就学援助の審査に必要な範囲で、同一生計の家族全員の住民基本台帳及び令和7年分の所得状況を新潟市教育委員会が同意を得た上で確認します。

令和7年分の所得の申告をしていない方は、所得状況の確認ができませんので、所得の申告が必要です。申告については市民税課にお問い合わせください。

また、令和8年1月1日時点で、新潟市に住所がない方は所得状況の確認ができませんので、申請書提出後、住所があった市町村から令和8年度の所得証明書（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得の証明書）の交付を受け、学校または教育委員会学務課へ提出してください。

※令和8年度所得証明書は概ね6月から発行されます。詳細は各市町村へお問い合わせください。

## 5 結果のお知らせ

4・5月に申請された方には、「審査結果通知書」を7月下旬に郵送します。6月以降に申請された方には、9月以降順次郵送します。

## 6 支給階層区分

同一生計の家族全員の合計所得に応じて、以下の4つの階層に区分し、階層ごとに支給率を設けています。就学援助費は、各対象費目の金額に支給率を乗じて支給されます。

### 支給階層区分（医療費免除を除く）

階層区分	所得の範囲	支給率
第1階層	就学援助認定基準額×1.0倍以下	100%
第2階層	就学援助認定基準額×1.0倍超～1.1倍以下	75%
第3階層	就学援助認定基準額×1.1倍超～1.2倍以下	50%
第4階層	就学援助認定基準額×1.2倍超～1.3倍以下	25%
援助対象外	就学援助認定基準額×1.3倍超	—

## 7 所得が新潟市の定める基準を超えた方

同一生計の家族全員の所得の合計が新潟市の定める基準を超えていても、保護者が以下の①～⑧のいずれかに該当する場合は第4階層（25%支給）で就学援助を受けることができます。

上記5の「審査結果通知書」で援助対象外と通知された方で、以下のいずれかに該当している場合は、該当していることが分かる証明をご提出ください。

- ① 市民税が「障がい者、ひとり親、寡婦」を理由に非課税となっている方  
(令和8年度所得証明書に「地方税法第295条第1項により非課税」と記載のある方)
- ② 災害などで市民税の減免を受けている方
- ③ 個人の事業税の減免を受けている方
- ④ 災害などで固定資産税の減免を受けている方（新築による軽減とは異なる）
- ⑤ 国民年金の保険料の免除を受けている方
- ⑥ 国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予を受けている方
- ⑦ 児童扶養手当の支給を受けている方（児童手当、特別児童扶養手当とは異なる）
- ⑧ 生活福祉資金による貸付を受けている方（償還期間は対象外）

## 8 支給方法

- 就学援助費の支給は、保護者口座へ振り込む方法を基本としています。
- 委任状により、学校長口座へ振り込む方法もありますので、学校にご相談ください。
- 学校徴収金に滞納がある場合は、学校長口座に振り込む（学校長が代理受領し、滞納額の弁済に充てる）ことがあります。**

◎ 対象となるもの

対象費目	説明	支給基本額		支給時期
		小学校	中学校 中等教育学校前期課程	
学用品費	ノート・えんぴつ等の購入費	1年 (合算額) 8月 8,618円	1年 (合算額) 8月 16,189円	8月(4～8月分) 1月(9～12月分) 3月(1～3月分)
通学用品費	通学に必要な靴・傘等の購入費	1月 6,893円 3月 5,169円 計 20,680円	1月 12,950円 3月 9,711円 計 38,850円	
校外活動費 (宿泊なし)	遠足・写生会等にかかる交通費・見学科	2～6年	2～3年	
P T A 会費	小中学校のPTA会費	8月 9,564円	8月 17,135円	
生徒会費	中学校の生徒会費	1月 7,649円 3月 5,737円 計 22,950円	1月 13,706円 3月 10,279円 計 41,120円	
市独自制度 奨励費	学用品費の上乗せ			
卒業アルバム代	卒業アルバム作成に係る費用等 ※卒業学年の児童生徒が支給対象	8月 4,583円 1月 3,667円 3月 2,750円 計 11,000円	8月 4,167円 1月 3,333円 3月 2,500円 計 10,000円	8月(4～8月分) 1月(9～12月分) 3月(1～3月分)
新入学 学用品費等	中学校入学の際に必要なカバン等の購入費	81,000円 ※2月時点で認定されている 小学6年生が対象		3月
修学旅行費	修学旅行の参加に必要な交通費・宿泊費・見学科等	実費額(上限あり) ※参加者のみ		8月か1月か3月 ※学校での精算終了後のいずれかの月
校外活動費 (宿泊あり)	野外活動等泊りがけ行事にかかる交通費等	3,690円 ※2月時点で認定されている 小学5年生が対象	6,210円を限度とした実費額(参加者のみ)	1月か3月 ※学校での精算終了後のいずれかの月
学校給食費	学校給食にかかる食材料費等	保護者負担額 ※弁当持参の場合は対象外です		8月(第1～3期分) 1月(第4～6期分) 3月(第7～9期分)

※学用品費等について、5月以降に認定を受けた方には認定月以降の対象月数で月割り支給します。  
 ※修学旅行費、中学生の校外活動費(宿泊あり)は認定を受けた期間に参加した方のみ支給します。  
 ※支給階層区分に応じて、上記の金額に支給率(100%・75%・50%・25%)を乗じた額を支給します。  
 ※上記の費用に係る領収書等を提出していただく必要はありません。

◎ 支払いが免除されるもの

対象費目	免除内訳	注意事項
医療費	学校保健安全法で定められた以下の疾病の治療費 (1) 歯科・・・う歯(むし歯) (2) 眼科・・・トラコーマ、結膜炎(アレルギー性結膜炎は除く) (3) 皮膚科・・・白癬、疥癬、膿痂疹(とびひ) (4) 耳鼻咽喉科・・・中耳炎、アデノイド、慢性副鼻腔炎 (5) 内科・・・寄生虫病	※各学校が発行する「 <b>医療券</b> 」を必ず持参のうえ、医療機関を受診します。 ※「医療券」は、あらかじめ学校に申し出て発行してもらいます。 ※就学援助の認定結果が出る7月下旬より前でも「医療券」を発行することはできませんが、該当しなかった場合の医療費は、さかのぼって各自で医療機関へお支払いください。
日本スポーツ振興センター	共済掛金の保護者負担額 460円	免除対象者は、以下のいずれかの場合のみとなります。 ※5月1日時点で認定を受けている者 ※国外からの転入者等で年度途中から災害共済給付制度に加入し、加入同意時点で認定を受けている者

新潟市立以外の学校に通うお子様については、給食費、医療費及び日本スポーツ振興センター共済掛金は援助の対象となりません。

◎ 新潟市の定める所得基準（家族構成と認定される所得金額の例）

※下の表は、あくまで一例です。認定される所得金額は、家族構成、年齢、家賃額などによって異なります。申請はどなたでも自由にいただけますので、下の例に当てはまらず認定となるか分からなくても、申請をしていただければ教育委員会で審査いたします。

家族数	家族構成	支給 階層区分	認定される所得金額	
			持ち家の場合	借家の場合
2人	父または母 30代 小学1年	第1階層	173万円程度	228万円程度
		第2階層	190万円程度	251万円程度
		第3階層	207万円程度	274万円程度
		第4階層	224万円程度	296万円程度
3人	父・母 30代 小学1年	第1階層	196万円程度	252万円程度
		第2階層	216万円程度	277万円程度
		第3階層	236万円程度	302万円程度
		第4階層	256万円程度	328万円程度
	父または母 30代 小学4年 小学1年	第1階層	224万円程度	280万円程度
		第2階層	247万円程度	308万円程度
		第3階層	269万円程度	336万円程度
		第4階層	291万円程度	364万円程度
4人	父・母 30代 小学4年 小学1年	第1階層	243万円程度	298万円程度
		第2階層	267万円程度	328万円程度
		第3階層	291万円程度	358万円程度
		第4階層	316万円程度	388万円程度
	父または母 40代 中学1年 小学4年 小学1年	第1階層	291万円程度	347万円程度
		第2階層	321万円程度	382万円程度
		第3階層	350万円程度	416万円程度
		第4階層	379万円程度	451万円程度
5人	父・母 30代 小学4年 小学1年 4歳児	第1階層	271万円程度	327万円程度
		第2階層	299万円程度	360万円程度
		第3階層	326万円程度	392万円程度
		第4階層	353万円程度	425万円程度
	父または母 40代 中学1年 小学4年 小学1年 祖母 60代	第1階層	328万円程度	384万円程度
		第2階層	361万円程度	422万円程度
		第3階層	394万円程度	460万円程度
		第4階層	427万円程度	499万円程度
6人	父・母 30代 小学4年 小学1年 祖父・祖母 60代	第1階層	321万円程度	376万円程度
		第2階層	353万円程度	414万円程度
		第3階層	385万円程度	452万円程度
		第4階層	417万円程度	489万円程度
	父または母 40代 中学1年 小学4年 小学1年 祖父・祖母 60代	第1階層	367万円程度	423万円程度
		第2階層	404万円程度	465万円程度
		第3階層	441万円程度	507万円程度
		第4階層	478万円程度	550万円程度

※第1階層…100%支給、第2階層…75%支給、第3階層…50%支給、第4階層…25%支給  
（支給階層区分について詳しくは2ページをご覧ください。）

◎ 申請にあたってのお願いと注意事項 ※必ずお読みください

○「就学援助費変更届」について

- ・申請後に、住所の変更や世帯員の変更、転校など申請内容に変更があった場合は、「就学援助費変更届」の用紙を学校に申し出て受け取り、必要事項を記入し、速やかに学校へ提出してください。

○学校徴収金及び学校給食費について

- ・就学援助費の支給月（年3回）と学校徴収金及び学校給食費の徴収月（年9回）が異なります。
- ・学校徴収金及び学校給食費は、認定後も引き続き保護者様口座から引き落とし又は納付書による請求があります。

○生活保護世帯について

- ・生活保護を受けているご家庭は、生活保護費より教育に関する援助費が支給されているため、就学援助制度では修学旅行費のみ支給いたします（修学旅行実施後）。手続きについては学校より案内がありますので、就学援助制度の申請をする必要はありません。
- ・生活保護を受けられなくなった場合、所得が一定の基準内であれば、就学援助制度を利用することができます。その際は申請が必要になりますので、忘れずに申請してください。

○電子申請をすることが難しい場合について

- ・パソコンやスマートフォンを持っていないなどで、電子申請をすることが難しい場合は、紙の申請書で申請することができます。紙の申請書が必要な場合は教育委員会学務課又はお子様が在学する学校へご連絡ください。また、新潟市ホームページの就学援助制度ページにもありますのでダウンロードしてください。申請書の提出は教育委員会学務課へご郵送ください。

○修学旅行費について

- ・修学旅行費の積み立ては早い時期から始まりますが、就学援助制度における修学旅行費の支給は修学旅行実施後になります。後払いになりますのでご承知おきください。

○昨年度就学援助を認定されていた方について

- ・令和8年2月時点で就学援助を認定されていた方については、本チラシと一緒に「昨年度（令和7年度）就学援助の支給を受けたご家庭へ」というチラシを配付しております。そのチラシに記載されている「児童生徒コード」は申請の際に必要なになりますので、申請するまで大切に保管してください。



## 《電子申請における注意事項》

### ◆申請内容に不備や確認事項があった場合

電子申請により申請した内容に不備や確認事項があった場合、申請者への連絡は新潟市オンライン申請システム (e-NIIGATA) 内で行います。不備や確認事項が解消できなければ審査を進めることができませんので、以下の手順のとおりご対応をお願いいたします。



再申請のお願いメールが届いたら、  
e-NIIGATA のマイページを確認してね！

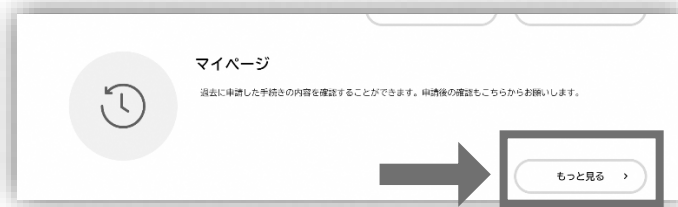
<手順>

①申請時に登録したメールアドレス宛にメールが届きます。

※件名：**【e-NIIGATA】就学援助制度の再申請のお願い**

②新潟市オンライン申請システムにアクセスし、登録した利用者 ID でログインします。

③下にスクロールし、マイページ内の「もっと見る」をクリックします。



④利用者メニューの中の「申請履歴一覧・検索」をクリックし、今回の申請をクリックします。

※申込番号の下に「申請内容を修正してください」と表示されています。



⑤上部に「差戻し理由」が記載されていますのでご確認いただき、最下部の「申請内容を修正する」をクリックして修正してください。

※対象の項目には赤字で「修正してください」と表示されています。

⑥最後に「申請する」をクリックして、申込番号が表示されましたら完了です。

### ◆就学援助申請を取下げたい場合

電子申請により申請したものを取下げたい場合は、下記お問い合わせ先の教育委員会学務課までご連絡ください。

《 お問い合わせ先 》

新潟市教育委員会  
学務課 電話 025-226-3168 (直通)

※ 医療費 (医療券) については  
保健給食課 電話 025-226-3206 (直通)



▲就学援助制度 HP

